

有機フッ素化合物の規制

厚生労働省・環境省

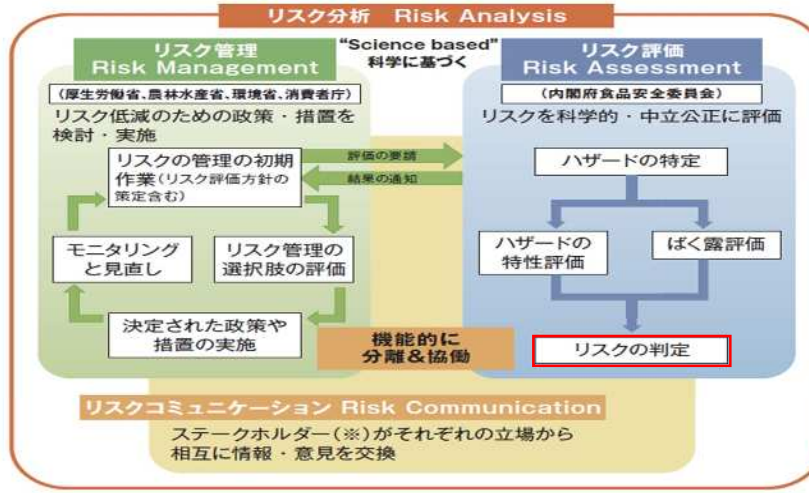
令和4年4月1日 水道法関連法令 水質管理目標設定項目に位置づけ、目標値を 50 ng/L 以下（暫定）に設定
 5月28日 環境基本法 環境基準の要監視項目に位置づけ、指針値を 50 ng/L 以下（暫定）に設定
 6月2日 「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」（環境省、厚生労働省より）

| | | |
|------------|--|--|
| 製造等の規制 | 【世界の動向】 | 【国内の動向】 |
| | ストックホルム条約 (POPs) 2009.5 PFOS 製造・輸出・使用制限 2019.5 PFOA 製造・輸出・使用禁止 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法) 2010.4 PFOS 製造・輸入禁止、使用制限 2021.10 PFOA 製造・輸入禁止、使用制限 |
| 水道水・水環境の監視 | 【水道法（厚生労働省）】 | 【環境基本法（環境省）】 |
| | 2020.4 水質管理目標設定項目に指定 評価値が暫定であったり、検出レベルは高くないものの水質管理上留意すべき項目 目標値 50ng/L 以下（暫定） | 2020.5 要監視項目に指定 人の健康保護に関連する物質であるが、直ちに環境基準とするのでなく、引き続き知見の集積に努めるべきもの（測定義務なし） 指針値 50ng/L 以下（暫定） |



公共用水域や地下水で目標値等を超えて検出が確認された場合は、「対応の手引き」を参考にする。 1

食品安全衛生委員会は、国民の健康保護を最優先として、食品の安全性を確保するためのリスク評価や、リスクコミュニケーションに取り組み内閣府に設置された委員会です。



有機フッ素化合物については、集中的に調査・審議が必要なことから、食品安全委員会にワーキンググループを令和5年2月7日に設置して科学的知見に基づく評価書の作成に着手した。
 グループ会議・第1回 令和5年2月27日 ・ 第2回 令和5年5月26日 出典：内閣府 食品安全委員会ホームページ 3

PFASに係る環境省の専門家会議について

- PFOS・PFOAについては、飛行場や基地周辺の河川等で暫定目標値（合算で50ng/l）の超過事例が生じ、近隣住民を中心に関心が高まっている。
- WHOや米国等でPFOS・PFOAの有害性や類似物質全般（PFAS）への対応について、科学的な議論がされている。
- 以上を踏まえて、以下のとおり、2つの専門家会議を設置し検討を開始。

① PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議（1月24日 第1回開催）
 ⇒ 厚生労働省「水質基準逐次改正検討会」と連携し PFOS・PFOAに係る水質の目標値等を検討。
 ⇒ 第1回会議では、PFOS・PFOAの取扱いの検討を進める旨、検討している間は現状（要監視項目として位置づけ、暫定目標値（合算で50ng/l））を維持する方針で了承。

② PFASに対する総合戦略検討専門家会議（1月30日 第1回開催）
 ⇒ 以下の事項を審議し、夏項目途に当面のPFAS対応の方向性（中間とりまとめ）を整理。
 ・ 国内外の最新の科学的知見
 ・ 国内における検出状況
 ・ 以上を踏まえた科学的根拠に基づく対応
 ・ 国民への分かりやすい情報発信・リスクコミュニケーションのあり方 等
 ⇒ 第1回会議では、PFASに関する知見が十分でない中でも、総合的な対応を図っていくことの重要性和、正しい情報を分かりやすく伝えていくことの必要性が確認された。

出典：環境省 中央環境審議会第30回総会（令和5年2月14日） “資料3 当面の諸課題について” シート23より 2

環境省専門家会議 その後の経過

現在も合同会議により、有機フッ素化合物の対応の在り方について、専門家による協議が続いている。

- ① PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議
 - 第2回 令和5年6月16日
 - ・ PFOS、PFOAに関する国内外の動向
 - ⇒引き続き PFOS 及び PFOA の取扱いを検討する。
 - ⇒総 PFAS（仮称）は PFAS 総合戦略会議と連携を図る。
- ② PFASに対する総合戦略検討専門家会議
 - 第2回 令和5年3月28日
 - ・ PFOS 及び PFOA の対応の在り方について
 - ・ 国民への情報発信及びリスクコミュニケーションのあり方について
 - ・ PFOS、PFOA 以外の PFAS の対応の在り方について
 - 第3回 令和5年6月15日
 - ・ 国民への情報発信及びリスクコミュニケーションのあり方について（Q & A の提案）
 - ・ PFAS に対する対応の在り方について

最新の国の動向

- 水道に関する水質基準の策定等、水質又は公衆に関する水道行政に関する事務について、厚生労働大臣から環境大臣に移管し、水質や衛生面での機能強化を図る。 [環境省 第135回 科学技術部会 (R5.5.19)]
- 全国各地で有機フッ素化合物(PFAS)による水質汚染により、水・水道の安全性に懸念の声があることを踏まえ、PFAS については、国内外の科学的知見も収集し、その結果を踏まえて、水道水質基準にすることも含め、必要な検討を行うこと。 [参議院厚生労働委員会 (R5.5.18) 水道行政移管に伴う整備法の付帯決議]
- 環境省は、発がん性が懸念される化学物質(PFAS)を含む泡消火薬剤の在庫管理を強化する方針
 - ・ 自治体が商用ビルや駐車場に多く残っている泡消火設備の在庫などを正確に把握できる仕組みを検討
 - ・ 安全な薬剤への切り替え促進策や適切な廃棄方法など有識者会議で議論し、手引きとしてまとめる。